















# こども基本法及びこども家庭庁動画・パンフレット 一覧

	こども基本法		こども家庭庁
	パンフレット	動画	動画
やさしい版	  <p><a href="https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children">https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children</a></p> 	 <p><a href="https://youtu.be/NMw-JqACFLM">https://youtu.be/NMw-JqACFLM</a></p> 	 <p><a href="https://youtu.be/c_rEkL-nYAE">https://youtu.be/c_rEkL-nYAE</a></p> 
(一般向け)	  <p><a href="https://www.cfa.go.jp/resources/">https://www.cfa.go.jp/resources/</a></p> 	 <p><a href="https://youtu.be/ZNb80TAHeGc">https://youtu.be/ZNb80TAHeGc</a></p> 	 <p><a href="https://youtu.be/kXnUU A-voFM">https://youtu.be/kXnUU A-voFM</a></p> 

## <関連資料>



こども家庭庁パンフレット(令和4年9月公開)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/955ad890-b9a8-4548-ba93-aba03c6ef54e/aad04e98/20230113\\_resources\\_cfa\\_overview\\_brochure\\_01.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/955ad890-b9a8-4548-ba93-aba03c6ef54e/aad04e98/20230113_resources_cfa_overview_brochure_01.pdf)



# 子ども基本法とは？

概要

子どもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。

そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

子ども基本法は、こうした社会を目指して子どもや若者に関する取組「子ども施策」を進めていくための基本となる事項を定めた法律です。

令和5年4月に、子ども家庭庁が創設されるのと同時に、子ども基本法が施行されます。

ぜひこのパンフレットで「子ども基本法」のことを知っていただき、

「子どもまんなか社会」を、みんなで一緒につくっていきましょう。



子ども施策における  
「子ども」の定義

子ども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「子ども」としています。

## Q. 子ども施策を決める上で大切なことはありますか？

A

子ども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべての子どもは大切にされ、  
基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべての子どもは、大事に育てられ、  
生活が守られ、愛され、保護される  
権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、  
自分に直接関係することに意見を言えたり、  
社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべての子どもは年齢や発達の程度に応じて、  
意見が尊重され、子どもの今とこれからのため  
最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが  
十分に行われ、家庭で育つことが難しい子どもも、  
家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、  
喜びを感じられる社会を  
つくること。



# Q. こども施策にこどもや若者の意見を取り入れたほうがいいのでは？

A

もちろん、こどもや若者の意見を聴きながら、国や都道府県、市区町村は、こども施策を進めていきます。

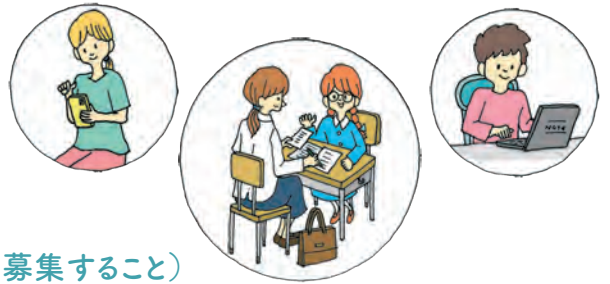


# Q. こどもや若者が意見を言う機会や場はありますか？

A

こどもや若者のみなさんが意見を言える場や仕組みづくりとして以下のような方法を想定しています。

- ・インターネットを使ったアンケートを実施すること
- ・行政の職員が直接会って、意見を聴くこと
- ・審議会などへのこどもや若者の参画
- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施  
(国や地方自治体が規則などを決めるときに、広く意見を募集すること)

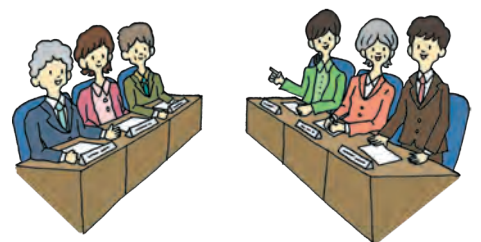


# Q. こどもや若者から聴いた意見はどのように反映されますか？

A

こどもや若者のみなさんから聴いた意見を大事にしてこども施策を進めていきます。

例えば、こどもや若者から聴いた意見をこども家庭審議会などに届けたりしていきます。そして、国や都道府県、市区町村は、施策の目的を踏まえ、こどもや若者の意見が実現できるかどうかを考えながら、こども施策に取り組んでいきます。



もっと詳しい  
こども基本法についての  
パンフレットは **こちら!**



<https://www.cfa.go.jp/resources/>

※PDFではある場所をクリックでアクセスできます。



「こども基本法」の動画はこちら!



<https://youtu.be/ZNb80TAHeGc>

こどもまんなか  
こども家庭庁



# 子ども基本法 やさしい版 ってなに？

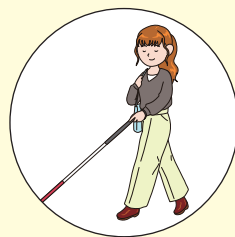
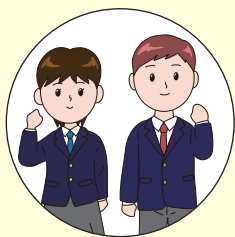


子どもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。

みなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

子ども基本法とは、こうした社会を目指して子どもや若者に関する取組「子ども施策」を進めていく上で基本になることを決めた法律です。

令和5年4月に、子ども家庭庁ができるのと同時に子ども基本法も動き出します。



## 子ども施策における「子ども」の定義

子ども基本法では、18歳や20歳といった“年齢”で必要なサポートがなくなるように、心と身体の成長の段階にある人を「子ども」としています。

## Q. 子ども施策が大切にしている考え方って何？



A 子ども施策は、6つの大切な考え方をもとに行われます。

1

すべての子どもが大切にされ、  
基本的な人権が守られ、差別されないこと

4

すべての子どもの意見が年齢や成長の程度に  
よって、大事にされ、子どもの今とこれからの  
にとって最も良いことが優先して考えられること

2

すべての子どもが大事に育てられ、  
生活が守られ、愛され、保護される  
権利が守られ、平等に教育を受けられること

5

子育てをしている家庭のサポートが十分に  
行われること、家庭で育つのが難しい子どもに  
家庭と同じような環境が用意されること

3

すべての子どもが、年齢や成長の段階により、  
自分に直接関係することに意見を言えたり、  
さまざまな活動に参加できること

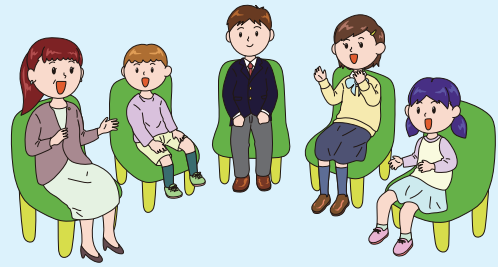
6

家庭や子育てに夢を持ち、  
喜びを感じられる社会をつくること

# Q. <sup>し さく</sup> <sup>い けん</sup> 子どもの施策について意見を <sup>い</sup> 言いたいんですが…？



**A** もちろん、<sup>わかもの</sup> <sup>い けん</sup> <sup>き</sup> 子どもや若者の意見を聴きながら  
<sup>くに</sup> <sup>と どう ふ けん</sup> <sup>し く ち ょ う そ ん</sup> 国や都道府県、市区町村は、<sup>し さく</sup> 施策を  
<sup>すす</sup> 進めていきます。



# Q. <sup>わたし</sup> 私たちはどうやって<sup>い けん</sup> <sup>い</sup> 意見を言うの？



**A** <sup>つぎ</sup> <sup>ほうほう</sup> <sup>かんが</sup> たとえば、次の方法を考えています。

- ・<sup>つか</sup> インターネットを使ったアンケート
- ・<sup>ぎょうせい</sup> <sup>し ょ う い ん</sup> <sup>くに</sup> <sup>ち ほう</sup> <sup>やく し ょ</sup> <sup>は たら</sup> <sup>ひと</sup> <sup>ち ょ く せ つ</sup> <sup>あ</sup> <sup>い けん</sup> <sup>き</sup> <sup>と り く み</sup> 行政の職員(国や地方の役所で働く人)が直接会って意見を聴く取組
- ・<sup>かい ぎ</sup> おとなの会議への<sup>わかもの</sup> <sup>さん か</sup> 子どもや若者のみなさんの参加
- ・<sup>わかもの</sup> <sup>たい し ょ う</sup> 子どもや若者を対象としたパブリックコメント  
(<sup>くに</sup> <sup>と どう ふ けん</sup> <sup>し く ち ょ う そ ん</sup> <sup>い けん</sup> <sup>ほ し ゅ う</sup> 国や都道府県、市区町村が意見を募集すること)



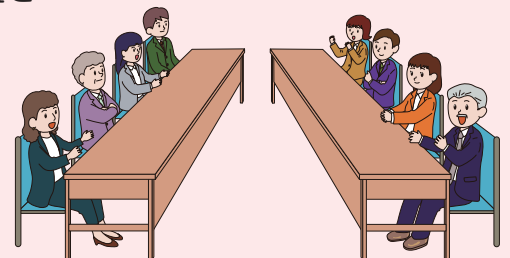
# Q. <sup>わたし</sup> 私たちから<sup>き</sup> <sup>い けん</sup> 聴いた意見はどうなるの？



**A** <sup>き</sup> <sup>い けん</sup> <sup>だい じ</sup> みなさんから聴いた意見を大事にして、<sup>し さく</sup> <sup>すす</sup> 子ども施策を進めていきます。

<sup>たと</sup> <sup>き</sup> <sup>い けん</sup> <sup>かん</sup> <sup>くに</sup> <sup>と り く み</sup> 例えば、みんなから聴いた意見を子どもに関する国の取組を  
<sup>は な</sup> <sup>あ</sup> <sup>だい じ</sup> <sup>かい ぎ</sup> <sup>と ど</sup> 話し合う大事な会議に届けたりしていきます。

<sup>くに</sup> <sup>と どう ふ けん</sup> <sup>し く ち ょ う そ ん</sup> <sup>し さく</sup> <sup>も く て き</sup> そして、国や都道府県、市区町村は、施策の目的をふまえ、  
<sup>い けん</sup> <sup>じ つ げ ん</sup> <sup>かん が</sup> みなさんの意見が実現できるかどうかを考えながら、  
<sup>し さく</sup> <sup>と</sup> <sup>く</sup> 子ども施策に取り組んでいきます。



もっと詳しい

子ども基本法についての  
パンフレットはこちら！



<https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children>

※PDFでは  がある場所はクリックでアクセスできます。

「子ども基本法」動画 やさしい版



<https://youtu.be/NMw-JqACFLM>

子どもまんなか  
子ども家庭庁

とうろく  
登録

うけつけちゅう  
受付中

しょうがくせい だい  
小学生～20代のみなさん！

# こども若者★いけんぷらす



わかもの さまざま ほうほう じぶん いけん ひょうめい  
こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、  
しゃかい さんか あたら とりくみ  
社会に参加することができる、新しい取組をスタートします。

とりくみ さんか わかもの さまざま  
この取組に参加して、こども・若者にかかわる様々なテーマについて  
いけん だいぼしゅう  
広く意見を伝えてくれる「ぷらすメンバー」を大募集！

たいしょう  
対象

ねん がつ じてん しょうがくせい だい  
2023年4月時点で小学生～おおむね20代までの  
わかもの  
こども・若者のみなさん  
(1993年4月2日生まれ～2017年4月1日生まれの方)

とうろく  
登録

あんない とうろく  
▼くわしい案内・登録はコチラから



せんよう ウェブ  
※専用Webページの申し込みフォームより  
とうろく  
登録いただけます。

<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus>

さくせい ないかくかんぼう かにいちょうせつりつじゅんびつ  
作成：内閣官房 こども家庭庁設立準備室  
(2023年4月以降、こども家庭庁)

いけん たんとう  
こどもの意見担当

こどもまんなか  
こども家庭庁

※こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。

## 1. 目的・ねらい

### ○こども・若者のみなさん：

政策に対して意見を伝えて、政策を決めるプロセス（過程）に主体的に参画する機会・場を得る

### ○政府：

こども・若者のみなさんの意見を広く聴いて、制度や政策に反映し、制度や政策をより良くする

### ○社会全体：

この取組を広く発信することで、こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解をひろげる

## 2. 「こども若者★いけんぷらす」という呼び名の考え方（コンセプト）

○どのような呼び名がいいか、こどもまんなかフォーラムなどに参加してくれた小中高校生と20代の方に聴きました。

### こども・若者のみなさんからの意見の例

- 「こども」だけでなく「若者」も入れないと、小さなこどもだけが対象のように見える。
- ひらがながやわらかい印象でよいと思う。参加するハードルが下がる。小学生にもわかりやすい。
- 「ユース」より「若者」の方がわかりやすい。
- みんなが参加したくなるような、明るい、前向きな呼び名がいい。「きらり」などのワードを入れてはどうか。



## こども若者★いけんぷらす

○こどもや若者のみなさんの「**いけん**」が何よりも大切であることがわかるように

○こどもや若者のみなさんと一緒になって、明るくて前向きに、社会を「**ぷらす**」に変えていけるように

- みなさんの意見で、制度や政策の内容をより良くする↑
- みなさんが「意見を言う」だけではなく、行政のパートナーとして主体的に参画できる↑
- この取組を広く発信して、こどもや若者の意見の大切さを大人や社会に知ってもらう↑





## 3. ポイント

### 【「こども若者★いけんぷらす」の「ぷらすメンバー」に登録するには?】

- **小学生からおおむね20代のみなさん**が対象です。**だれでも、いつでも、登録**できます。
  - ・こども家庭庁のホームページやTwitter、お住まいの都道府県や市町村、児童館や子ども食堂などの様々な場所でお知らせする予定です。

- ◆ **登録対象**：小学1年生～20代のみなさん（1993年4月2日生まれ～2017年4月1日生まれの方）
- ◆ **登録方法**：こども家庭庁のホームページから登録（お名前やメールアドレスなどの入力で登録できます）
- ◆ **登録期間**：1年中、いつでも、登録できます（2023年3月24日～）



登録案内ページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus>

### 【意見を伝えるテーマ】

- **こども家庭庁や関係省庁が示したテーマ**だけでなく、**ぷらすメンバーのみなさんが選んだテーマ**についても、意見を伝えることができます。
- こどもや若者のみなさんが、この取組の**企画や運営に主体的に参画**できます。
- **ぷらすメンバーのみなさんが意見を伝える準備**ができるよう、**テーマについて事前にわかりやすく情報提供**します。

### 【意見を伝える方法】

- **対面（リアル/オンライン）、Webアンケート、チャット**などのいろいろな方法で意見を伝えることができます。
- テーマによっては、こどもや若者のみなさんの生活・活動の場である**施設や児童館などにこども家庭庁の職員がうかがって、意見を聴きます**。
- みなさんが**意見を伝えやすい雰囲気**となるよう、**ファシリテーターの人も参加**します。

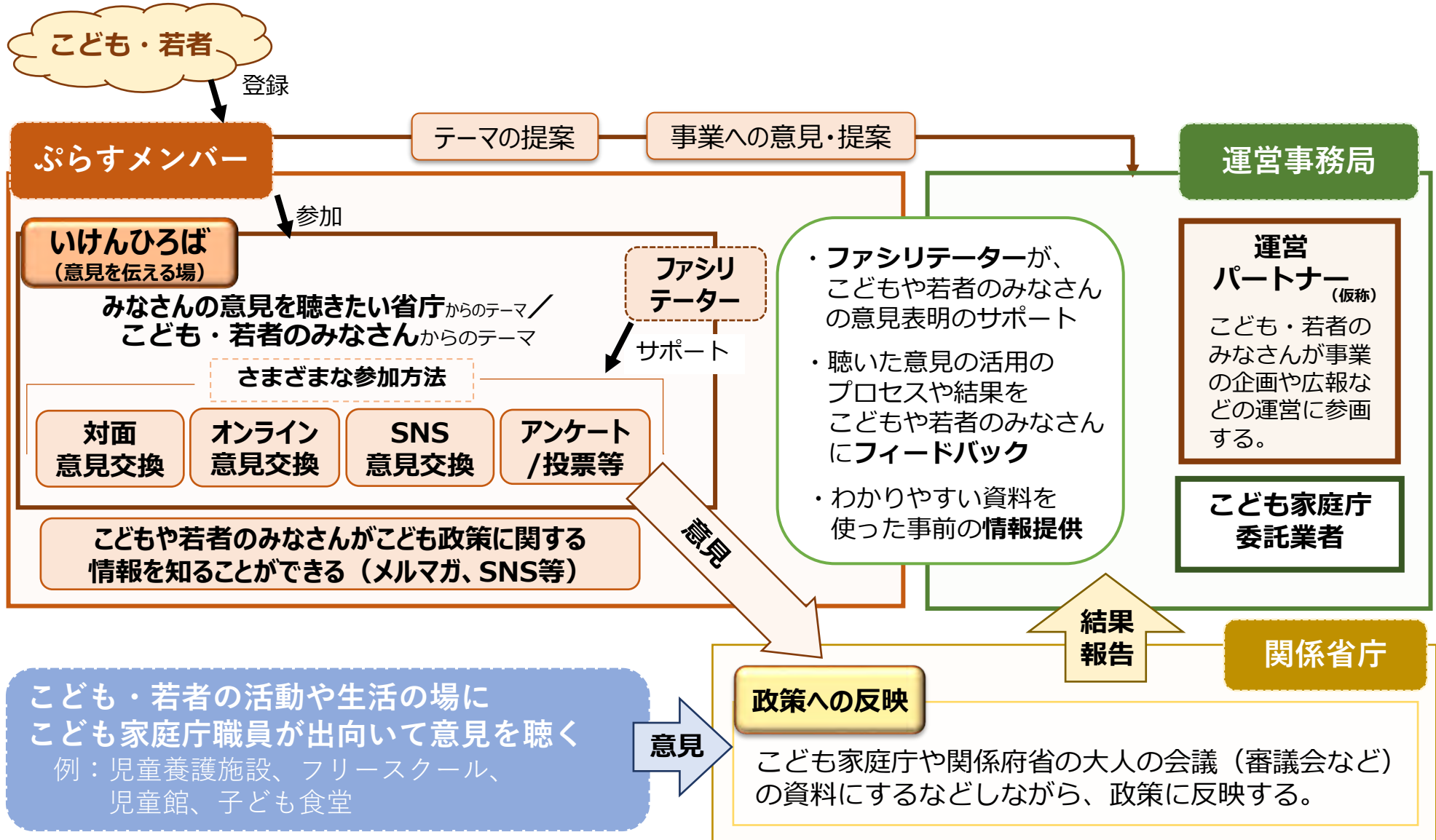
### 【意見の検討や反映】

- みなさんが伝えてくれた意見は、こども家庭庁や関係省庁で、大人の会議（審議会など）の資料にするなど、担当する職員が必ず読んで、**政策づくりや実行にいかします**。
- 伝えてくれた意見をどう反映したか、反映しなかった場合はどうしてか、みなさんに伝えます（フィードバック）。
- この取組を**社会に広く発信**することで、**こどもや若者のみなさんにも、周りの大人にも、こどもや若者の意見を聴くことの大切さを知ってもらう**ようにします。



# こども若者★いけんぷらす(こども・若者意見反映推進事業)

## 4. 仕組み (イメージ)



## 役割

ぷらすメンバーから広く意見を聴くための工夫や、こども・若者のみなさんにとってわかりやすい情報発信などについて、運営事務局であるこども家庭庁の職員などと一緒に取り組んでいただく方（20～30名くらい）です。

## 募集や選考の方法

ぷらすメンバーの中から募集します。

＜応募受付期間＞

2023年3月24日(金)～5月12日(金)まで

＜応募できる人＞

- 2023年4月現在、中学生以上のぷらすメンバー
- 会議や活動に積極的に参加できる人  
(原則、平日の夕方以降/オンライン可)

＜活動期間＞

- 原則1年間（年度末まで）

＜応募方法＞

- 運営パートナーとしてやりたいことと関心のあるテーマを400～800字にまとめて、**5月12日(金)までに**、専用フォームまたはメールで事務局に提出してください。  
※連絡先は登録案内ページに書いてあります

＜選考・決定＞

- 応募者が多かった場合は、事務局で選考の上、6月中旬までに決定します。  
(応募作文の内容や面接で選ぶことを想定しています)

## 具体的な取組の内容（予定）

例えば、こんなことをやっていきます。

具体的なことは、パートナーの皆さんと一緒に考えていきます。

＜取組の例＞

### ① 運営のサポート

「こども若者★いけんぷらす」の活動内容を一緒に考えたり、意見を聴くの場の運営などを一緒に行います。

### ② 意見を伝えたいテーマの企画

「こども若者★いけんぷらす」では、大人が決めたテーマだけでなく、ぷらすメンバーにとって重要なテーマ、関心のあるテーマについても話し合います。そのテーマ決めから意見のまとめまでを一緒に行います。

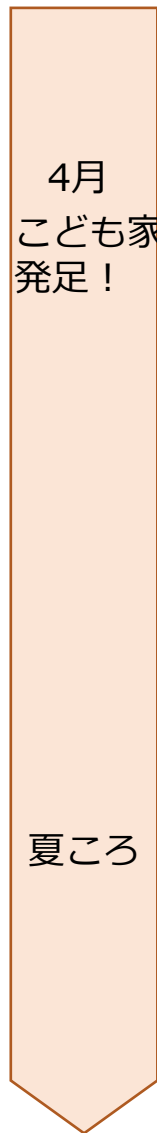
### ③ 広報、情報発信

「こども若者★いけんぷらす」の取組の内容や活動の結果などを、ぷらすメンバー以外の多くのこどもや若者のみなさんにも知ってもらうためのアイデアや、活動を広める工夫を一緒に考えます。

※初回に「運営パートナー(仮)」に代わる名前も、こども・若者のみなさんと決める予定です。

# こども若者★いけんぷらす 今後の予定

2023年



## ぷらすメンバー

・3/24 ぷらすメンバー募集開始

随時受付

・4月下旬～6月ころ  
オンラインミーティング（数回程度）  
- こども基本法やこども家庭庁を知ろう  
など  
\*内容は予定

・6～7月ころ 第1回いけんひろばの参加者募集

・7～8月ころ 第1回いけんひろば

## 運営パートナー(仮)

・3/24 募集開始

応募受付  
↓  
選考  
↓

・5/12 募集〆切

・6月中 決定

・6～7月ころ キックオフ  
- 活動内容について  
- 第1回いけんひろばについて  
など

こどもの意見の政策への反映に関する取組等の周知先の例

※以下に記す機関は一例であり、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもや若者の意見を年齢や発達に応じて積極的かつ適切にこども政策の実施等に反映いただくため、こども・若者が利用する機関等に対し、地域の実情に即して幅広く周知いただきたい。

- 教育委員会
- 社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）
- 公文書館
- 公園などのこどもや若者が訪れる場所
- 児童館
- 放課後児童クラブ
- 社会福祉協議会（社会福祉協議会が支援・連携している子ども食堂、学習支援団体、地域の団体、民生委員・児童委員などの連携先に周知）
- 福祉事務所、児童相談所
- 児童福祉施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センター等）
- 障害児・障害者の福祉に関する機関（基幹相談支援センター、発達障害者支援センター、相談支援事業所、児童発達支援センター等）
- こども・若者の健全育成や福祉・教育の増進等に取り組む団体、こども・若者による自主的な活動